

# 岡山県蜜蜂転飼調整委員会設置要綱

## （目 的）

第1条 県が養蜂振興法及び岡山県蜜蜂転飼条例に基づく蜜蜂の転飼許可を行うに当たり、適正な蜂群配置について諮問するため、岡山県蜜蜂転飼調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、知事の諮問により蜜蜂転飼に係る蜂群配置及び蜂群数の妥当性を審議する。

## （委 員）

第3条 委員会は、次の区分の委員10名程度で組織し、委員は知事が委嘱する。

- （1）蜜蜂を飼育する者で地域の蜜源分布状況の知見を有する者
- （2）学識経験者
- （3）その他、養蜂に関する知見を有する者

## （役 員）

第4条 委員会に委員長、副委員長を各1名置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総括するとともに必要に応じてこの会を招集することができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のある時はその職務を代理する。

## （委員の任期）

第5条 委員の任期は、知事が委員を委嘱した日から1年とする。

## （委員の服務）

第6条 委員は、所掌事務に関し、公正な判断をしなければならない。

## （会 議）

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## （意見の聴取）

第8条 委員長は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## （事 務 局）

第9条 委員会の事務局は、岡山県農林水産部畜産課内に置く。

## （そ の 他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## （附 則）

この要綱は、平成29年9月1日より施行する。